

山梨県地域公共交通協議会設置規約

(目的)

第1条 山梨県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定並びに地域公共交通の活性化に資する事業の実施を目的として設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、山梨県知事政策局リニア・次世代交通推進グループ内に置く。

(実施事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画及び実施計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 全県的又は広域圏間で調整が必要な事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織及び委員の任期)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長、副会長を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営

に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(地域部会)

第7条 協議会は、特定地域に関わる事項について協議及び調整を行うため、地域部会を置くことができる。

2 地域部会は、別表2に掲げる者から会長が指名し組織する。

3 地域部会長は、会長が指名する者をもって充て、地域部会を代表し、その会務を総理する。

4 地域部会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該地域部会に属する委員のうちから地域部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 第4条から第6条まで並びに第10条及び第11条の規定は、地域部会にこれを準用する。この場合において、「委員」とあるのは「地域部会の委員」と、「協議会」とあるのは「地域部会」と、「会長」とあるのは「地域部会長」と読み替えるものとする。

6 協議会が認めた事項については、地域部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(オブザーバー)

第8条 会長は、必要に応じオブザーバーを出席させ、意見を述べさせることができる。

(書面による決議)

第9条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

(1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項

(2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

(3) やむを得ない事情により協議会を開催することが困難な場合で、書面による決議の了承を受けている事項

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、山梨県知事政策局リニア・次世代交通推進グループ内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第14条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。